

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）法25条2項に基づく保護変更決定処分及び法19条に基づく保護廃止決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和5年10月30日付けの保護変更決定通知書及び同日付けの保護廃止決定通知書（以下、両者を併せて「本件各処分通知書」という。）により請求人に対して行った保護変更決定処分（以下「本件変更処分」という。）及び保護廃止決定処分（以下「本件廃止処分」といい、本件変更処分と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれ取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件各処分の違法性又は不当性を主張している。

〇〇区に転出することは、事前に担当職員に都営住宅が当選した時点で伝えていた。都営住宅に当選したので施設入所していた母を引き取って住むためである。

現在は、〇〇区で生活保護を受給している。〇〇区では移管手続きをしてもらえず、自分で〇〇区での保護手続きを行うしかなかった。〇〇区と〇〇区のいずれも保護を受ける権利があるはずなのに、転出を理由に保護を廃止された上、既に支払われた保護費の返還を求められることは違法・不当である。

〇〇区は、弁明書において、請求人より母に係る資産の資料が提出されないことをもって、要保護状態であることの判断が困難だったと

主張するが、証拠書類のとおり請求人からその資料を受けていることは明らかである。

〇〇区の担当職員の求めに応じて転居に関する書類は全て提出しているのに、勝手に引っ越したとの〇〇区の回答は、失当どころか虚偽に等しい。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 3月21日	諮問
令和7年 7月18日	審議（第102回第1部会）
令和7年 7月29日	処分庁へ調査照会
令和7年 8月 5日	審議（第103回第1部会）
令和7年 8月21日	処分庁から回答を収受
令和7年 9月29日	審議（第104回第1部会）
令和7年10月17日	審議（第105回第1部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の補足性・基準

法4条1項の規定によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものとされ、法8条1項の規定によれば、保護は厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。

## (2) 保護の実施

法19条1項1号の規定によれば、都道府県知事、市長（特別区の長を含む。）及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者に対し、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないものとされている。

そして、判例によれば、保護の実施機関は、被保護者が保護の実施機関の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有すると認められないような場合には、当該被保護者に対する保護を継続することはできず、これを停止又は廃止すべきものと解される（大阪地方裁判所平成16年3月18日判決）。

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-2・（答）2によれば、扶助費の額を遡及変更して、過渡分を戻入する必要がある（中略）保護の廃止、変更等に伴い前渡した保護金品を支弁者に返還すべきことは、民法703条に示されたところによっていとされている。

民法703条は、法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負うと規定している。

## (3) 職権による保護の変更

法25条2項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

## (4) 収入申告義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

## (5) 返還免除

法80条は、保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができると規定してい

る。

地方自治法施行令159条は、歳出の誤払い又は過渡しとなった金額及び資金前渡若しくは概算払をし、又は私人に支出の事務を委託した場合の精算残金を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならないと規定している。

#### (6) 保護の移管

東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）第8-12（答）は、移管ケースの取扱いについて、都においては、被保護者が保護の実施機関の所管区域外に転出し、かつ、転出後においても引き続き要保護状態にあるものと認められる場合には、従前の保護の実施機関は、あらかじめ被保護者に対し新たな保護の実施機関に申請すべき旨の指導を行うとともに、新たな保護の実施機関に連絡を行って、その者に対する保護に空白が生じないことを確認した上、保護を廃止し、当該決定についての通知書の写しその他の関係書類を添えて、新たな保護の実施機関に移管を通知する必要があるとされており、被保護者が所轄区域外転出後も要保護状態が認められることが移管を行う前提条件として示されている。

#### (7) 問答集等の位置付け

問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

そして、運用事例集による上記取扱いは、保護の移管について具体的に示したものであって、合理性が認められるものである。

### 2 本件各処分についての検討

上記1の法令等の定めを前提として、本件各処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

被保護者が保護の実施機関の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有すると認められないような場合には、当該被保護者に対する保護を継続することはできないところ（1・(2)）、処分庁は、請求人が令和5年10月27日付けで〇〇区の居住地から転出していることから、同月28日付けで法19条に基づき本件廃止処分を行ったことが認められる。

移管の手続の取扱いについては、事例集第8-12（答）で、被保

護者が所轄区域外転出後も要保護状態が認められることが前提条件であり、その旨を届け出なければならぬとするところ（1・(6)）、処分庁は、請求人母の預貯金に関する資料及び身体状況に係る医師の意見書など、請求人から転出後の要否判定に係る資料が提出されないことから、請求人が転出後においても要保護状態であることは確認できないものとして、転出先である〇〇区への保護の移管手続を行わなかったものであり、違法又は不当な点は認められない。

そして、保護の廃止に当たり、同年11月分の保護費について支給する必要がなくなったため、法25条2項に基づき、既に請求人に支給した同月分の保護費を0円とする本件変更処分を行ったことが認められる。

そうすると、保護の実施機関は、保護の変更を必要と認めるときは、職権により速やかに決定し、被保護者に通知することが定められており（1・(3)）、処分庁が保護を変更し、保護を廃止とした本件各処分は、法に則ってなされたものである。

したがって、本件各処分は、上記1の法令等の定めに基づき適正に行われたものであり、違法又は不当があるとはいえない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、〇〇区では生活保護の移管手続をしてもらえず、自分で〇〇区での保護手続を行うしかなかった。そして、〇〇区と〇〇区のいずれも保護を受ける権利があるはずなのに、転出を理由に保護を廃止された上、既に支払われた保護費の返還を求められることは違法・不当である旨を主張する。

しかし、要保護状態の者が所管区域内に居住地を有しなくなった場合、法19条に基づき保護を廃止するところ（1・(2)）、処分庁は、請求人が〇〇区から〇〇区へ転出したことを受けて本件廃止処分を行ったものであり、このことに違法又は不当な点は認められない。

また、保護の移管の前提として、被保護者が所管区域外転出後も要保護状態にあると認められることが必要となること（1・(6)）、請求人世帯が転居後も要保護状態であるとの判断に必要な母の公的年金受給額の分かる資料の提出を二度にわたり求めたものの、請求人から資料の提出はできないとの回答があり、各年金額改定通知書（老齢基礎年金、遺族共済年金）の写しは提出されたが、母の預貯金額に係る資料の提出はなかったため、処分庁が移管を行わずに本件廃止処分を行

ったことに、違法又は不当な点は認められない。

そして、保護廃止以降の保護費の支給を要しなくなったため、法25条2項に基づき、保護費の支給額を0円とする本件変更処分を行ったことにも、違法又は不当な点は認められない。

そうすると、本件各処分が法令等の定めに基づいて適正に行われていることは上記2で述べたとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

なお、本件各処分が適正に行われている以上、処分庁が不当利得として保護費の返還を求めるのは当然のことである。そして保護費の返還額についても、誤りは認められない。

#### 4 付言

本件各審査請求の結論を左右するものではないが、被保護者の転出時における保護の実施機関相互の連絡の必要性について、以下付言する。

上記2のとおり、処分庁は、請求人が転出後においても要保護状態であることは確認できないものとして、転出先である〇〇区への保護の移管手続を行わなかったものであり、この点において違法又は不当な点は認められない。

しかしながら、運用事例集第8-12（答）によれば、被保護者の居住地が移転し、引き続き要保護状態にあると認められる場合は、保護の空白が生じないように、保護の実施機関相互の連絡を的確に行う必要があるとされ、また、移管時における連絡事項として、従前の保護の実施機関は、被保護者の転居先が決定した段階で、速やかに新たな保護の実施機関に連絡するとされている。このような運用の趣旨及び転居先における保護の必要性の判断は新たな保護の実施機関によるものであることに鑑みれば、本件のように、被保護者が転出後においても要保護状態であることが確認できない場合であっても、従前の保護の実施機関は、被保護者の転居先が決定した段階で新たな保護の実施機関との情報共有を図り、被保護者に保護の空白が生じる等の不利益が生じないようにすることが求められるものである。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

大橋洋一、海野仁志、織朱實